

様式4（行政手続条例適用：個票番号801）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	普通河川管理に関する違反への罰金
根拠法令名	厚岸町普通河川管理条例（平成12年条例第22号）
根拠条項	第24条
根拠条文	第8条第1号、第3号、第5号又は第6号の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
処分基準の 内 容	<p>厚岸町普通河川管理条例 第24条（罰則）</p> <p>第2項 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条第1号の規定に違反した者 (2) 詐欺その他不正な手段により、第8条第1号、第3号、第5号又は第6号の許可を受けた者 (3) 第8条第7号の規定に違反した者</p> <p>第3項 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条第2号の規定に違反した者 (2) 第9条第1項又は第2項の規定に違反した者又は虚偽の届出をした者 (3) 詐欺その他不正な手段により、第8条第7号の許可を受けた者 (4) 第14条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者</p> <p>その他別紙のとおり</p>
所 管 部 署	建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備 考	

処 分 基 準
の 内 容

厚岸町普通河川管理条例 第7条

何人も、普通河川において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 普通河川を損傷すること
- (2) 普通河川に、土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。
- (3) 前2号のほか、普通河川管理上有害な行為

厚岸町普通河川管理条例 第8条

普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、普通河川管理者が指定した行為を除く。

- (1) 普通河川の流水を占有すること
- (2) 河川敷地を占有すること
- (3) 普通河川において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること
- (4) 河川敷地において、土石その他の産出物を採取すること
- (5) 普通河川において、草木を栽植すること
- (6) 普通河川において、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。
- (7) 普通河川において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること
- (8) 前各号のほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為（他の法律等による許可等を受けた行為を除く。）

厚岸町普通河川管理条例 第9条

第1項 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときは、この限りでない。

厚岸町普通河川管理条例 第14条

第1項 普通河川管理者は、この条例を施行するため必要がある場合においては、この条例に基づく許可又は承認を受けた者から普通河川管理上必要な報告を徴し、又はこの条例による権限を行うため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

様式4 (行政手続条例適用：個票番号802)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	地位承継届出違反への過料
根拠法令名	厚岸町普通河川管理条例 (平成12年条例第22号)
根拠条項	第25条
根拠条文	第11条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。
処分基準の内容	<p>厚岸町普通河川管理条例 第11条 (地位の承継の届出)</p> <p>第1項 相続人、合併により設立される法人その他の第5条による河川工事の施行を承認された者、第6条により河川工事の施行を命じられた者及び第8条による許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの規定による承認、命令及び許可に基づく地位を承継する。</p> <p>第5条 普通河川管理者以外の者は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の承認を受けて、河川工事又は普通河川の維持を行なうことができる。ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持については、普通河川管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>第6条 普通河川管理者は、普通河川を損傷した行為又は普通河川の現状を変更する必要を生じさせた行為によって必要を生じた河川工事又は普通河川の維持を当該行為を行った者に施行させることができる。</p> <p>その他別紙のとおり</p>
所管部署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)
備考	

処 分 基 準
の 内 容

厚岸町普通河川管理条例 第8条

普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、普通河川管理者が指定した行為を除く。

- (1) 普通河川の流水を占用すること
- (2) 河川敷地を占用すること
- (3) 普通河川において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること
- (4) 河川敷地において、土石その他の産出物を採取すること
- (5) 普通河川において、草木を栽植すること
- (6) 普通河川において、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。
- (7) 普通河川において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること
- (8) 前各号のほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為（他の法律等による許可等を受けた行為を除く。）

厚岸町普通河川管理条例 第11条（地位の承継の届出）

第2項

前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、普通河川管理者に届け出なければならない。

様式4（行政手続条例適用：個票番号803）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	都市公園に関する許可の取消し等
根拠法令名	厚岸町都市公園条例（昭和53年条例第7号）
根拠条項	第12条第1項
根拠条文	町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、若しくは公園より退去を命ずることができる。
処分基準の内容	<p>第12条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、若しくは公園より退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p>
所管部署	建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号804）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	都市公園における制限行為等への過料
根拠法令名	厚岸町都市公園条例（昭和53年条例第7号）
根拠条項	第19条
根拠条文	次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。
処分基準の内容	<p>第19条の各号</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項（第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第12条第1項又は第2項（第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>第3条</p> <p>第1項 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これに類する行為をすること</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること</p> <p>(3) 興業を行うこと</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること</p> <p>第3項 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>その他別紙のとおり</p>
所管部署	建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考	

処 分 基 準
の 内 容

第5条

公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと
- (8) 指定された場所以外の場所でたき火をすること
- (9) 公園をその用途外に使用すること
- (10) 前各号のほか、町長が公園管理上特に必要と認めて禁止する事項

第12条

第1項

町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、若しくは公園より退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

第2項

町長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

第17条

第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

様式4 (行政手続条例適用：個票番号805)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	都市公園における使用料不正への過料
根拠法令名	厚岸町都市公園条例 (昭和53年条例第7号)
根拠条項	第20条
根拠条文	詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。) 以下の過料に処する。
処分基準の内容	条文中、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者。
所管部署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号806）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	都市公園における法人等への過料
根拠法令名	厚岸町都市公園条例（昭和53年条例第7号）
根拠条項	第21条
根拠条文	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。
処分基準の内容	<p>厚岸町都市公園条例 第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項（第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条（第17条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第12条第1項又は第2項（第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>第20条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>その他別紙のとおり</p>
所管部署	建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）
備考	

処 分 基 準
の 内 容

第5条

公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと
- (8) 指定された場所以外の場所でたき火をすること
- (9) 公園をその用途外に使用すること
- (10) 前各号のほか、町長が公園管理上特に必要と認めて禁止する事項

第12条

第1項

町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、若しくは公園より退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

第2項

町長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

第17条

第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

様式4 (行政手続条例適用：個票番号807)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	公園使用違反への過料
根拠法令名	厚岸町公園条例 (昭和54年条例第25号)
根拠条項	第12条
根拠条文	この条例の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。
処分基準 の 内 容	厚岸町公園条例 (昭和54年条例第25号) の規定に違反した者。 第12条 この条例の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号808)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	公園使用料不正への過料
根拠法令名	厚岸町公園条例 (昭和54年条例第25号)
根拠条項	第13条
根拠条文	詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。) 以下の過料に処する。
処分基準の内容	条文中、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者。
所管部署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号809)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	家賃不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例 (平成10年厚岸町条例第37号)
根 拠 条 項	第22条
根 拠 条 文	第22条 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	根拠条文に同じ。
所 管 部 署	建設課契約管財係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号810)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	菌床きのこ生産者住宅の自動車保管場所使用承諾の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例施行規則 (平成10年厚岸町規則第35号)
根 拠 条 項	第18条
根 拠 条 文	第18条 町長は、自動車保管場所の使用を承諾した入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用承諾を取り消し、厚岸警察署に対しその旨を通知するものとする。
処 分 基 準 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車を保管するに当たり、近隣入居者への迷惑行為や団地内において悪質な自動車事故を起こした者がいる場合 (2) 自動車を格納するための工作物(車庫)を町長の許可なく設置した場合 (3) 団地内の通路その他の附帯施設を損傷し、速やかに原状に復さない場合 (4) 保管場所を入居者以外の第三者の自動車の保管場所として使用させた場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、住宅管理上支障となる行為をした場合
所 管 部 署	建設課契約管財係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号811)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅の社会福祉事業等への使用許可の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例 (平成9年厚岸町条例第17号)
根 拠 条 項	第50条
根 拠 条 文	第50条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めたとき。
所 管 部 署	建設課契約管財係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号812)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	家賃不正への過料
根拠法令名	厚岸町住宅管理条例 (平成9年厚岸町条例第17号)
根拠条項	第61条
根拠条文	第61条 入居者が、詐欺その他の不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する
処分基準の内容	根拠条文に同じ。
所管部署	建設課契約管財係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号813)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅の自動車保管場所使用承諾の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例施行規則 (平成9年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第31条
根 拠 条 文	第31条 町長は、自動車保管場所の使用を承諾した入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には使用承諾を取り消し、厚岸警察署に対しその旨を通知するものとする。
処 分 基 準 の 内 容	(1) 自動車を保管するに当たり、近隣入居者への迷惑行為や団地内において悪質な自動車事故を起こした者がいる場合 (2) 自動車を格納するための工作物(車庫)を町長の許可なく設置した場合 (3) 団地内の通路その他の附帯施設を損傷し、速やかに原状に復さない場合 (4) 保管場所を入居者以外の第三者の自動車の保管場所として使用させた場合 (5) 全各号に掲げるもののほか、住宅管理上支障となる行為をした場合
所 管 部 署	建設課契約管財係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号814)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	公聴会への入場の制限
根拠法令名	厚岸町都市計画公聴会規則 (昭和44年厚岸町規則第4号)
根拠条項	第10条第2項
根拠条文	議長は公聴会の秩序を維持するため、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
処分基準 の 内 容	今まで公聴会が開かれたことはなく、又、議長の判断になるため 審査基準は定めない。
所 管 部 署	建設課土木都市計画係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号815)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	公聴会における秩序維持のための措置
根 拠 法 令 名	厚岸町都市計画公聴会規則(昭和44年厚岸町規則第4号)
根 拠 条 項	第11条
根 拠 条 文	議長は公聴会の秩序を維持するため、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
処 分 基 準 の 内 容	今まで公聴会が開かれたことはなく、又、議長の判断になるため審査基準は定めない。
所 管 部 署	建設課土木都市計画係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号816)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月 9日作成

処 分 名	花のあるまちづくり推進委員会補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町花のあるまちづくり推進委員会補助金交付規則 (平成8年厚岸町規則第23号)
根 拠 条 項	第12条
根 拠 条 文	町長は、補助金の交付決定を受けた委員会が、次の各号のいずれかにする場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>条例で定める基準のとおり</p> <p>厚岸町花のあるまちづくり推進委員会補助金交付規則第12条の規定による。</p> <p>具体的内容は次のとおり。</p> <p>(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)</p> <p>第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた委員会が、次の各号のいずれかにする場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。</p> <p>(1) この規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金を他の用途へ流用したとき。</p> <p>(4) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。</p> <p>(5) その他不正の行為があったとき。</p>
所 管 部 署	建設課土木都市計画係
備 考	